

エスカレーターの脱落防止措置に係る告示改正について（H25年告示第1046号）

1. 従来の告示の概要

東日本大震災において、エスカレーター脱落の事案が多数発生
⇒エスカレーターの脱落防止措置を定めた告示を策定（平成26年4月施行）

東日本大震災での
エスカレーター
落下被害状況



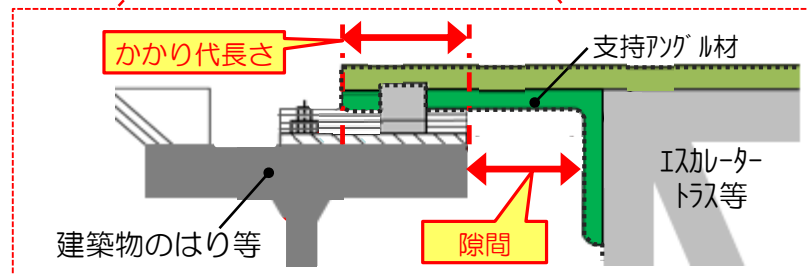
〈脱落防止措置（(1)又は(2)に適合）〉

- (1) 十分な隙間及びかかり代長さを確保する。
- (2) 十分な隙間を確保できない場合、衝突時にトラス等が安全上支障となる変形が生じないことを確認※し、かかり代長さを確保する

※(2)の確認とは、実大試験体を用いた「実験」による確認を求めている（所有者の経済的負担大）
⇒ 一定の構造計算による確認方法が必要

①隙間が足りない場合
建築物のはり等と衝突

②衝突により変形し、
自立できない場合等は脱落



2. 改正の概要

エスカレーターの実大実験等から得られた知見により、以下の緩和を行うこととする（平成28年8月施行）

(1) かかり代長さの緩和（20mm） ※1.(1)に対応

○トラス等が圧縮により長辺方向に変形しても、20mm以下の変形であれば元の長さに復元することが確かめられたため、エスカレーターが建築物のはり等に衝突する場合の必要なかかり代長さについて緩和（20mm）を行う。

(2) 衝突時におけるトラス等の一定の検証方法（トラス等強度検証法）の策定 ※1.(2)に対応

○実大実験等の結果が得られている仕様のトラス等については、エスカレーターと建築物のはり等が衝突してもトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを、個別の実験によらない一定の検証方法により確かめられることとする。

○建築物のはり等についても検証を必要とするが、既存部分の建築物のはり等で一定条件を満たす場合は省略可能とする。